

○町田市道路占用規則

昭和58年9月30日

規則第34号

建設部道路管理課

改正 平成3年3月12日規則第7号

平成10年2月27日規則第10号

平成17年3月31日規則第30号

平成19年2月14日規則第4号

平成22年3月31日規則第17号

注 平成17年3月から改正経過を注記した。

町田市道路占用規則（昭和33年4月町田市規則第7号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 申請の手續（第2条・第3条）

第3章 占用の許可（第4条—第9条）

第4章 占用者の義務（第10条—第14条）

第5章 占用の工事（第15条—第19条）

第6章 占用の廃止（第20条）

第7章 占用料の減免（第21条）

第8章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）に基づく道路の占用（以下「占用」という。）及び町田市道路占用料徴収条例（昭和50年4月町田市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事

項を定めるものとする。

(平19規則4・一部改正)

## 第2章 申請の手続

(申請書の提出)

第2条 法第32条第1項の規定に基づき工作物、物件又は施設（以下「占用物件」という。）を設けるため、占用の許可を受けようとする者又は同条第3項の規定に基づく占用の変更の許可を受けようとする者は、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の3第1項に規定する別記様式第5による申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この様式によらないことができる。

2 占用期間満了後引き続き占用しようとする者は、その期間満了の日の30日前までに、前項の申請書を市長に提出しなければならない。

(平17規則30・一部改正)

(添付書類)

第3条 前条の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 占用の位置及びその付近を表示した図面
- (2) 占用物件の設計書、仕様書及び図面
- (3) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とする場合は、その許認可書若しくは確認書又はその写し
- (4) 占用が当該地先又は隣接地先の土地、建物又は既設の占用物件に影響を与えると認められる場合は、当該土地、建物又は占用物件の所有者又は占有者の同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類及び図面

## 第3章 占用の許可

(占用許可基準)

第4条 占用の許可は、別に定める道路占用許可基準及び道路占用物件配置標準図により行うものとする。

(道路掘削の禁止)

第5条 市長は、新設又は改築後の道路において、道路の掘削を伴う占用の許可の申請があった場合は、前条の規定にかかわらず、舗装の種別により1年から5年の間占有を許可しないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 災害の防止、事故の復旧等一般の危険を防止するために掘削する場合

(2) 沿道建築物に対する水道管、下水管、電気電話地下線路管及びガス管の引込管線路のために横断掘削する場合。なお、掘削する道路幅員以内の縦断掘削についても同様とする。

(3) 新設等の水道管及び供用開始区域内の污水管の敷設のため縦断掘削する場合

(4) その他市長がやむを得ないと認める場合

(占用許可の期間)

第6条 占用許可の期間は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 法第35条の規定に基づき協議により行う占有に係る物件及び法第36条に規定する事業のための占有に係る物件については10年以内

(2) 前号以外の占有物件については5年以内

(申請の競合した場合の取扱い)

第7条 市長は、同一の場所において2人以上の者から占用許可の申請があった場合は、先願後願にかかわらず、占有の目的、申請した者の適格性、占有物件の公益性及び道路管理上の支障の有無等を総合的に判断してその許可又は不許可を決定する。

(許可書の交付等)

第8条 市長は、占有を許可したときは、第1号様式による道路占用許可書を交付する。ただし、許可後不正の申請による事実が判明したときは、取り消すことができる。

2 市長は、占用の申請が法令、規則等に適合しない等の理由によりこれを許可しないと決定したときは、その旨申請者に通知する。

(平17規則30・一部改正)

(占用変更の許可)

第9条 第2条の規定に基づく占用の変更の許可については、第4条から前条までの規定を準用する。

#### 第4章 占用者の義務

(占用物件の適正管理)

第10条 第4条の規定に基づき占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、占用物件を許可の内容及び条件等に従って適正に管理し、破損、汚損等によって道路管理上支障をきたさないよう十分な措置を講ずるとともに、占用に起因して道路管理者又は第三者に損害を与えたときは、占用者の責任において措置しなければならない。

(保証人)

第11条 市長は、占用の許可に当たり必要と認めたときは、占用者に対し、占用者と連帯して一切の責任を負う保証人を立てることを求めることがある。

(届出事項)

第12条 占用者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 占用者又は保証人がその住所を移転し、又はその氏名を変更したとき。

(2) 占用者である法人が解散したとき。

(3) 占用の期間を短縮し、又は占用を廃止しようとするとき。（第20条に規定する場合を除く。）

(権利の譲渡及び承継)

第13条 占用者は、その権利を他人に譲渡することはできない。ただし、譲受人と連署のうえ申請して、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項の譲受人は、占用の許可に基づく一切の権利義務を承継したものとみなす。
- 3 相続又は法人の合併によって占用者の権利を承継した者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。この場合は、前項の規定を準用する。

(目的外使用又は他人に使用させることの制限)

第14条 占用者は、その占用区域又は占用物件を許可を受けた目的以外に使用し、又は他人に使用させることはできない。

## 第5章 占用の工事

(工事期間の遵守)

第15条 占用者は、占用許可の日から起算して3月以内に工事に着手し、工事竣功予定日までに工事を竣功しなければならない。なお、工事期間を延期する必要がある場合は、第2号様式による道路占用許可の工期延期申請書により承認を受けなければならない。

(平17規則30・一部改正)

(占用許可の表示)

第16条 占用者は、占用許可の期間中、許可年月日、許可番号、許可期間並びに占用者の住所及び氏名を表示した標札を市長の指示する場所に掲出しなければならない。ただし、掲出することが困難な場合又はその他の理由により市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(占用の費用負担)

第17条 この規則又は占用許可の条件に基づいて占用者が義務を履行するために必要な費用は、占用者の負担とする。

(占用工事の施行)

第18条 占用者が占用に関する工事を施行するときは、別に定める道路掘削復旧工事施行基準(2010年4月1日施行)によらなければならない。

(平22規則17・一部改正)

(路面の復旧と費用の徴収)

第19条 道路の占用に伴う道路の掘削跡の復旧工事を占有者が行う場合は、占有者は、別に定める道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表により算出した金額を納付しなければならない。ただし、市長が必要があると認める場合は、その全部又は一部を免除することができる。

2 法第38条の規定により、市長が自ら復旧工事を施行する場合は、占有者は、別に定める道路掘削復旧費徴収単価表により算出した金額を納付しなければならない。

#### 第6章 占用の廃止

(占用物件の除却)

第20条 占有者は、法第40条の規定に基づき、占用物件を除去し、道路を原状に回復しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が、占用物件の除却工事が、道路の構造に影響を与えないと認める場合は、この限りでない。

#### 第7章 占用料の減免

(平19規則4・追加)

(占用料の減免手続等)

第21条 条例第3条の規定により占用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条各項に規定する道路占用許可申請の際に、道路占用料減免申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、その結果を道路占用許可書又は第8条第2項に規定する通知書に併記することにより申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、条例第3条第1項第1号又は同条第2項に掲げる占用物件に係る占用料の減額又は免除については、道路占用料減免申請書の提出を省略することができる。この場合において、減額又は免除の決定は、前項の規定によりなされたものとみなす。

(平19規則4・追加)

## 第8章 雑則

(平19規則4・旧第7章繰下)

(国等の行う占有への準用)

第22条 この規則は、法第35条の規定に基づく国等の行う事業のための占有についても準用する。

(平19規則4・旧第21条繰下)

### 附 則

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月12日規則第7号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年2月27日規則第10号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第30号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月14日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第17号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式(第8条関係)

(表面)

道路占用許可書		新規	更新	変更	第 号	
〒 住所 氏名 担当者 T E L						
占用の目的						
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他	
	場所					
占用物件	名称	規模		数量		
占用の期間	年 月 日から	年 月 日まで	間	占用物件の構造		
工事の期間	年 月 日から	年 月 日まで	間	工事実施の方法		
道路の復旧方法				添付書類		

年 月 日付け申請による道路占用を上記のとおり許可する。

ただし、下記の条件のほか、道路法、同法施行令、町田市道路占用規則その他関係諸法規に従うこと。

年 月 日

町田市長

印

記

1 占用料 ¥

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{数量} & \frac{\text{m}^2}{\text{m 本}} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{年額} & \text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{期間} & \frac{(\quad)}{12} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{減免率} & \frac{(\quad)}{12} \\ \hline \end{array}$$

2 条件 別添記載のとおり



(裏面)

- 3 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 4 この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2号様式(第15条関係)

年 月 日

道路占用許可の工期延期申請書

町田市長 様

住所  
申請人  
氏名

年 月 日付け 第 号をもって許可を受けた工事が下記理由により、指定期日までにしゅん功できないため、工事期間の延期を承認くださるよう申請いたします。

記

- 1 工事場所 町田市
- 2 許可期間 許可日から 年 月 日まで
- 3 延期期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 延期理由
- 5 添付書類 案内図・許可書写し

-----  
上記の道路占用許可の工期延期申請を許可日から 年 月 日まで承認する。

年 月 日

町田市長 印

第3号様式(第21条関係)

年 月 日

道路占用料減免申請書

町田市長 様

住所

申請者 氏名

電話

下記のとおり、道路占用料の減免を受けたいので申請します。

記

占用の場所	
占用の目的	
占用物件	名称： 規模： 名称： 規模：
減免の理由	町田市道路占用料徴収条例第3条第1項第 号の規定に該当するため。

第1号様式（第8条関係）

（平17規則30・全改）

第2号様式（第15条関係）

（平17規則30・全改）

第3号様式（第21条関係）

（平19規則4・追加）